

社会福祉法人若水会 評議員並びに役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 社旗福祉法人若水会（以下、「法人」という。）の定款第八条（評議員の報酬等）及び第二十一条（役員の報酬等）に規定する「評議員会において別に定める報酬等の支給の基準」について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。ただし、法人の運営施設より給与が出ている役員は除く。

2 報酬等とは、報酬、費用弁償、旅費及び退職慰労金をいう。

(報酬)

第3条 評議員には評議員会に出席の都度、1回につき15,000円（税引き後）支払うものとし、交通費はこれに含まれるものとする。

2 役員には理事会に出席の都度、1回につき15,000円（税引き後）支払うものとし、交通費はこれに含まれるものとする。

3 役員には、経営強化委員会に出席の都度、1回につき15,000円（税引き後）支払うものとし、交通費はこれに含まれるものとする。

4 評議員及び役員が法人の運営施設の指導等に当たる場合は、1回につき15,000円（税引き後）支払うものとし、交通費はこれに含まれるものとする。ただし、1名につき月額300,000円（税引き後）を上限とする、

(費用弁償)

第4条 監事が法人並びに施設の運営状況を監査したときは、1回につき40,000円（税引き後）の費用弁償をする。なお、特別な事情により監査日数が増え、監査内容が困難なものになった場合は、別途評議員会で費用弁償額を決めることができる。

(旅費)

第5条 評議員及び役員が、業務により出張するときは、交通費の実費の他、1日につき日当3,000円を支払い、宿泊を要するときは、1泊15,000円を限度とした実宿泊料を支払う。

(退職慰労金)

第6条 評議員及び役員が退任したときは、次により退職慰労金を贈呈することができる

るものとする。

- (1) 定款第八条（評議員の報酬等）及び第二一条（役員の報酬等）に定めるそれぞれの「総額」の範囲内で、金品を贈呈する場合は、理事会の決議を経て行う。ただし、贈呈する金品が儀礼的範囲に属する場合は、理事長の裁量に委ねるものとする。
- (2) 定款第八条（評議員の報酬等）及び第二一条（役員の報酬等）定める「総額」の範囲を超えてそれぞれに金品を贈呈する場合は、評議員会の決議を経て行う。

（改廃）

第7条 この規程の制定、改廃は評議員会の議決をもって行う。

（附則）

この規程は、平成10年7月1日から施行する。ただし、第3条、第4条については平成17年4月1日より施行する。

平成20年8月30日改定 ただし、第3条、第4条は平成20年6月1日より施行する

平成22年12月20日改定

平成23年 4月 1日改定

平成23年11月 1日改定

平成25年 1月 1日改定

平成28年 3月10日改定

平成29年 6月 24日改定